

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地 108

名称 翔成産業株式会社

代表者 代表取締役 清村 和司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和美



許可の年月日 令和 2 年 12 月 9 日

許可の有効期限 令和 7 年 12 月 8 日

## 1. 事業の範囲

中間処理業（破碎・圧縮）

取扱産業廃棄物の種類

① 廃プラスチック類

② 紙くず

③ 木くず

④ 繊維くず

⑤ ゴムくず

⑥ 金属くず

⑦ ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず

⑧ 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物  
以上 8 種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	廃プラスチック類の破碎施設	木くず又はがれき類の破碎施設
設置場所	兵庫県尼崎市東海岸町 1 番地 108、111	
設置年月日	平成 22 年 9 月 20 日	
処理能力	廃プラスチック類	327.2t/日
	紙くず	204.0t/日
	繊維くず	112.0t/日
	ガラスくず	180.0t/日
	木くず	513.6t/日
	がれき類	222.4t/日
	ゴムくず	156.0t/日
	金属くず	169.6t/日
許可年月日	平成 22 年 9 月 17 日	
許可番号	922001	922002

※ 処理能力は、それぞれ 1 種類の産業廃棄物の単独処理時のものである。

## 3. 許可の条件

- 中間処理施設及び付帯設備の維持管理を適切に行い、産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
- 当該処理施設の受入基準を遵守すること。
- 当該処理施設又は受入基準を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 12 月 9 日 新規許可 令和 2 年 12 月 9 日 更新許可

## 5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無